

下関市立大学学則（案）

平成 19 年 4 月 1 日

規則 第 1 号

改正 平成 20 年 1 月 15 日規則第 1 号
 平成 20 年 12 月 26 日規則第 7 号
 平成 21 年 3 月 24 日規則第 4 号
 平成 21 年 7 月 21 日規則第 10 号
 平成 22 年 4 月 28 日規則第 6 号
 平成 22 年 7 月 22 日規則第 11 号
 平成 22 年 8 月 23 日規則第 12 号
 平成 22 年 12 月 6 日規則第 13 号
 平成 23 年 2 月 4 日規則第 2 号
 平成 24 年 10 月 12 日規則第 4 号
 平成 25 年 3 月 28 日規則第 4 号
 平成 27 年 2 月 20 日規則第 1 号
 平成 27 年 2 月 20 日規則第 3 号
 平成 28 年 1 月 25 日規則第 1 号
 平成 28 年 8 月 5 日規則第 5 号
 平成 29 年 1 月 12 日規則第 1 号
 平成 29 年 12 月 12 日規則第 4 号
 平成 31 年 3 月 5 日規則第 1 号
 令和 2 年 2 月 28 日規則第 1 号
 令和 2 年 5 月 29 日規則第 4 号
 令和 2 年 12 月 18 日規則第 12 号
 令和 3 年 2 月 24 日規則第 1 号
 令和 4 年 3 月 23 日規則第 2 号
 令和 5 年 9 月 27 日規則第 10 号
 令和 6 年 1 月 24 日規則第 1 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 10 条）
 - 第 2 章 学年、学期及び休業日（第 11 条－第 13 条）
 - 第 3 章 修業年限及び在学期間（第 14 条－第 16 条）
 - 第 4 章 入学（第 17 条－第 25 条）
 - 第 5 章 教育課程、授業日時数、履修方法及び単位の認定（第 26 条－第 32 条の 2）
 - 第 6 章 休学、復学、転学、転部、留学、退学及び除籍（第 33 条－第 38 条）
 - 第 7 章 卒業、学位及び資格（第 39 条－第 42 条）
 - 第 8 章 賞罰（第 43 条－第 45 条）
 - 第 9 章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第 46 条－第 48 条）
 - 第 10 章 授業料等の徴収（第 49 条）
 - 第 11 章 厚生及び保健施設（第 50 条）
 - 第 12 章 地域貢献（第 51 条）
 - 第 13 章 雜則（第 52 条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 下関市立大学（以下「本学」という。）は、総合的な知識と専門的な学術を教授研究するとともに、地域に根ざし、世界を目指す教育と研究を通じ有為な人材を育成することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上によって本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育方法の改善のため、組織的な取組を行う。

2 本学は、前項で定める自己点検及び評価に加え、本学の教育研究活動の総合的状況について、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価機関の評価を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(学部、学科及び目的)

第3条 本学に置く学部及び各学部の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学部	目的
経済学部	現代の経済・組織・社会の仕組みを理解し、それを自らの業務や立場と関連付けながら考察することで、様々な経済的諸問題について的確な判断ができる高度職業人を育成することを目的とする。
データサイエンス学部	多様なデータを設計・分析・活用するために必要な数理統計・情報学・社会科学に関する理論と実務に習熟することにより、社会や組織が抱える課題の解決や新たな価値の創造に貢献しうる高度職業人を育成することを目的とする。
看護学部	人々の生命・尊厳・権利を尊重し、多様な価値観を豊かな人間性と柔軟な心で捉え、科学的思考に基づく洞察力と創造力をもって看護を主体的に実践し、地域住民の健康に寄与できる看護専門職者を育成することを目的とする。

2 前項に規定する学部に置く学科及び各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学部	学科	目的
経済学部	経済学科	経済学の代表的なアプローチを理解し、グローバルから地域社会まで幅広い視野から考察できる

		能力を身につけることで、様々な経済的諸問題について論理的に考察できる高度職業人を育成する。
	国際商学科	組織運営や商取引に関する専門的な知識や技能を理解し、グローバルな視野を含め組織の活動を考察することができ、組織や社会の中でそれらの力を実践することができる高度職業人を育成する。
	公共マネジメント学科	経済学の代表的なアプローチ、組織運営や商取引に関する知識や技能を身につけており、自らの置かれた立場の下で、公共的価値の担い手として社会に貢献できる高度職業人を育成する。
データサイエンス学部	データサイエンス学科	多様なデータを設計・分析・活用するために必要な数理統計・情報学・社会科学に関する理論と実務に習熟することにより、社会や組織が抱える課題の解決や新たな価値の創造に貢献しうる高度職業人を育成する。
看護学部	看護学科	人々の生命・尊厳・権利を尊重し、多様な価値観を豊かな人間性と柔軟な心で捉え、科学的思考に基づく洞察力と創造力をもって看護を主体的に実践し、地域住民の健康に寄与できる看護専門職者を育成する。

3 前項に規定する学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
経済学部	経学科	155人	8人	636人
	国際商学科	155人	8人	636人
	公共マネジメント学科	60人	4人	248人
データサイエンス学部	データサイエンス学科	80人	0人	320人
看護学部	看護学科	80人	0人	320人
合計		530人	20人	2,160人

(教養教職機構)

第3条の2 本学に教養教職機構を置く。

2 教養教職機構に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則その他必要な事項は、別に定める。

(専攻科)

第4条の2 本学に次の専攻科を置く。

特別支援教育特別専攻科

2 専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第5条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、助教、助手、講師、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 職員の職務等については、別に定める。

(学長)

第6条 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第6条の2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長の任期その他必要な事項は、別に定める。

(学部長)

第7条 本学の各学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

2 学部長は、当該学部に関する校務をつかさどる。

3 学部長の任期その他必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第8条 本学の各学部及び教養教職機構に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設等)

第9条 本学に附属図書館、附属リカレント教育センター、研究機構、国際交流センター及び相談支援センターを置く。

2 前項の附属施設等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第10条 本学に、法人及び大学の事務を処理するため事務局その他の事務組織を置く。

2 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学期は、学年を分けて次のとおりとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 春季休業
- (4) 夏季休業
- (5) 冬季休業

2 前項第3号から第5号までの休業の期間については、年度ごとに学長が定める。

3 第1項の定めにかかわらず、学長が必要と認めた場合は、休業日を休業日でない日にし、又は休業日でない日を休業日にすることができる。

第3章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第14条 各学部の修業年限は、4年とする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第15条 本学の学生以外の者で第46条第1項に規定する科目等履修生として本学において一定の単位（学校教育法第90条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得したものが本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第30条の規定により入学後に修得したものとみなすことができる単位数その他の事項を勘案して、前条に規定する修業年限の2分の1を超えない範囲で、学長が定める期間を修業年限に通算することができる。

(在学期間)

第16条 学生の在学期間は、8年を超えることができない。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める期間を超えて在学することはできないものとする。

- (1) 第23条の規定により入学した者（以下「編入学した者」という。） 4年
- (2) 第24条の規定により入学した者（以下「再入学した者」という。） 第2

5条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する期間

第4章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第18条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の志願)

第19条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに必要書類を添えて検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第20条 入学志願者に対しては、入学試験を行い、教授会の意見を聴いて学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第21条 前条の規定による合格決定の通知を受けた者は、指定の期間内に学長の定める入学の手続を完了しなければならない。

(入学許可)

第22条 学長は、前条の規定による入学手続を完了した者について入学を許可する。

(編入学)

第23条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で本学に編入学を志願するものがあるときは、選考により、教授会の意見を聴いてこれを許可することができる。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 修業年限4年以上の大学において、第2年次以上に在学する者で62単位以上を修得しているもの、又は2年以上在学した者で大学において62単位以上を修得したもの
- (4) 外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- (6) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- (7) 当該年度の3月までに前各号の条件を満たせる見込みの者
- (8) その他本学において前各号に規定する者と同等であると認めた者

2 第19条から前条までの規定は、前項の規定により編入学しようとする者に準用する。

(再入学)

第24条 学長は、第37条の規定により退学を許可された者（第34条第2項第1号に該当する者を除く。）が再入学を願い出たときは、欠員の状況等により、教授会の意見を聴いてこれを許可することができる。

(再入学の場合の取扱い)

第25条 前条の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については、学長が決定する。

第5章 教育課程、授業日時数、履修方法及び単位の認定
(教育課程の編成方針)

第26条 学長は、本学、各学部等の教育上の目的を達成するために必要な授業科

目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、各学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第26条の2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 各授業科目、その配当年次及び単位数並びに履修方法等については、別に定める。

(授業の方法)

第26条の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 前2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位)

第27条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、学長が別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(授業日時数)

第27条の2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたるものとする。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(履修)

第27条の3 学生は、第26条の2第2項の規定により定められた履修方法に従い履修しなければならない。

2 学長は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位の授与及び成績の評価)

第28条 学長は、授業科目を履修し、その試験に合格した者に、所定の単位を与

える。

- 2 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。
- 3 試験及び成績の評価について必要な事項は、別に定める。

(大学院授業科目の履修)

第29条 学生が、本学大学院に進学を志望し、学長が教育上有益と認めるときは、本学大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 大学院の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学等を含む。次条第1項及び第47条第1項において同じ。)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行つた高等学校の専攻科の課程、高等専門学校の課程若しくは専修学校の専門課程における学修で本学が大学教育に相当する水準を有すると認めたもの又は短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第31条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の履修により修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第32条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学した後に行つた第30条第2項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(本学以外での学修による単位認定等の上限)

第32条の2 前3条の規定により本学において修得したものとみなすことのできる単位数及び与えることのできる単位数の合計は、60単位を超えないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生が編入学した者である場合は、第30条の規定

により修得したものとみなすことができる単位数及び与えることのできる単位数の合計は 62 単位とし、前 2 条の規定により修得したものとみなすことができる単位数及び与えることのできる単位数の合計は 30 単位を超えないものとする。

第 6 章 休学、復学、転学、転部、留学、退学及び除籍

(休学)

第 33 条 学長は、病気又はやむを得ない事由によって引き続き 3 月以上修学することができない学生が休学を願い出たときは、これを許可することができる。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、疾病のため修学が不適当と認められた者に対して、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。ただし、編入学した者にあっては通算して 2 年を、再入学した者にあっては学長が定めた在学すべき年数と同じ年数を通算して超えることができないものとする。

4 休学期間は、第 16 条で規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第 34 条 学長は、前条の規定により休学した学生について、休学の期間が満了したとき、又は休学期間中にその事由が消滅したときは、本人の願い出により、復学を許可することができる。

2 学長は、前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者が復学を願い出たときは、これを許可することができる。

- (1) 第 37 条の規定により退学した者で退学の日から起算して 3 年以内のもの
- (2) 第 38 条第 1 号の規定により除籍された者のうち、除籍の日から起算して 3 年以内の者で未納の授業料を納入したもの
- (3) 第 38 条第 3 号の規定により除籍された者のうち、除籍の日から起算して 3 年以内の者で休学事由が消滅したもの

(転学)

第 35 条 学長は、学生が他の大学に転学を願い出たときは、これを許可することができる。

(転部)

第 35 条の 2 学長は、学生が他の学部に転部を願い出たときは、選考により、これを許可することができる。

2 転部に関し必要な事項は、別に定める。

(派遣留学)

第 36 条 学長は、外国の大学又は短期大学で学修することを志願する学生につ

いて、当該外国の大学又は短期大学との協議に基づき、留学を許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第14条に定める修業年限に算入することができる。

(単位認定を目的とした私費留学)

第36条の2 学長は、外国の大学又は短期大学等で単位認定を目的として学修することを志願する学生（前条第1項の規定による許可を受けた学生を除く。）について、同項に規定する協議を行うことが困難な場合は、当該学生の申請に基づき、当該学生の留学を単位認定を目的とした留学として承認することができる。

2 前項の承認を得て留学する学生は、留学する期間の初日から末日までを含む期間について休学の承認を得なくてはならない。

(退学)

第37条 学長は、病気その他やむを得ない事由によって、学生が退学を願い出たときは、これを許可することができる。

(除籍)

第38条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者
- (2) 第16条に定める最長の在学期間を満了しても卒業できない者
- (3) 第33条第3項に定める最長の休学期間を休学し、なお修学できない者
- (4) 死亡し、又は行方不明になった者

第7章 卒業、学位及び資格

(卒業)

第39条 本学に4年（編入学した者については2年とし、再入学した者については第25条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目の履修によって次の表に定める単位数を修得した者について、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

学部	学科	単位数
経済学部	経済学科	124単位
	国際商学科	124単位
	公共マネジメント学科	124単位
データサイエンス学部	データサイエンス学科	124単位
看護学部	看護学科	124単位

2 卒業の時期は、春学期又は秋学期の終わりとする。

(学位)

第40条 前条の規定により卒業を認定された者に対して、次の表に定める学位を授与する。

学部	学科	学位
経済学部	経済学科	学士（経済学）
	国際商学科	学士（商学）
	公共マネジメント学科	学士（公共マネジメント）
データサイエンス学部	データサイエンス学科	学士（データサイエンス）
看護学部	看護学科	学士（看護学）

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第41条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。

2 前項に定める単位の授業科目の履修については、別に定める。

3 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	免許状の種類及び教科			
経済学部	経済学科	中学校教諭	1種免許状	社会	会
		高等学校教諭	1種免許状	地理歴史	
		高等学校教諭	1種免許状	公民	
	公共マネジメント 学科	中学校教諭	1種免許状	社会	会
		高等学校教諭	1種免許状	公民	
データサイ エンス学部	データサイエンス 学科	中学校教諭	1種免許状	数学	
		高等学校教諭	1種免許状	数学	
		高等学校教諭	1種免許状	情報	報
看護学部	看護学科	養護教諭	1種免許状		

(国家試験の受験資格)

第41条の2 看護学部看護学科の課程を修了した者は、看護師国家試験（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号））を受験することができる。

2 看護学部看護学科において、卒業要件単位を修得するほか、所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、保健師国家試験（保健師助産師看護師法）を受験することができる。

(履修方法等の規定)

第42条 この学則に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 賞罰

(表彰)

第43条 学長は、学力優秀その他模範とするに足る行為のあった者について、これを表彰することができる。

(懲戒)

第44条 学長は、学生が本学の学則その他諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、これを懲戒することができる。

- 2 懲戒は、けん責、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対し行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他著しく学生の本分に反した者
- 4 学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(教育的措置)

第45条 学長は、前条第2項に規定する懲戒のほか、口頭又は文書による厳重注意その他の教育的措置を行うことができる。

第9章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第46条 学長は、本学の学生以外の者で、本学の授業科目のうち1又は複数の授業科目の履修を願い出たものについては、教育研究に支障のない範囲において、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関して単位の認定その他必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第47条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修し、単位の修得を希望するものがあるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。

- 2 特別聴講学生は、試験を受けることができる。
- 3 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- 4 前3項に定めるもののほか特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第48条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望するものがあるときは、選考により、教授会の意見を聴いてこれを許可することができる。

2 前項に定めるもののほか外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 授業料等の徴収

(授業料等の徴収)

第49条 授業料、入学金その他の費用の徴収については、別に定める。

第11章 厚生及び保健施設

(施設)

第50条 本学に、厚生及び保健に関する諸施設を設ける。

2 厚生及び保健に関する諸施設に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 地域貢献

(地域貢献)

第51条 本学における教育研究成果の普及及び活用によって地域社会の発展に寄与するため、公開講座の開設等、大学開放に係る事業を行うものとする。

2 前項の地域貢献に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 雜則

(その他)

第52条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、下関市立大学学則(平成17年下関市規則第75号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が別に定める。

附 則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則第 26 条及び別表第 2 から別表第 7 までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 12 月 26 日規則第 7 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 24 日規則第 4 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 21 日規則第 10 号）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 4 月 1 日以後に入学した者（第 15 条の規定により修業年限に通算された者、第 23 条の規定により編入学した者及び第 24 条の規定により再入学した者を除く。）以外の者であって、平成 25 年 3 月 31 日までに、この規則による改正前の下関市立大学学則別表第 7 に規定する総合演習の単位を修得した者は、この規則による改正後の下関市立大学学則第 26 条及び別表第 7 の規定にかかわらず、同表に規定する教職実践演習の単位を修得することを要しない。

附 則（平成 22 年 4 月 28 日規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則（以下「改正後の学則」という。）別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成 25 年 3 月 31 日までの間においては、経済学科及び国際商学科の編入学定員は各 10 人とし、公共マネジメント学科の編入学定員は 0 人とする。

附 則（平成 22 年 7 月 22 日規則第 11 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る修業年限並びに授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 8 月 23 日規則第 12 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則別表第 7 の規定にかかわ

らず、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 12 月 6 日規則第 13 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則別表第 5 及び別表第 7 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 2 月 4 日規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 10 月 12 日規則第 4 号）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日規則第 4 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 20 日規則第 1 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 20 日規則第 3 号）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度までに入学した者並びに平成 27 年度及び平成 28 年度に編入学する者に係る授業科目及び単位数、履修科目の評価の方法、追試験の実施並びに卒業必要単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 1 月 25 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 38 条の改正規定は、平成 28 年 4 月 2 日から施行する。
- 2 平成 26 年度までに入学した者、平成 27 年度に編入学した者及び平成 28 年度に編入学する者に係る教育職員免許状取得のための科目の授業科目及び単位数は、この規則による改正後の別表第 8 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 8 月 5 日規則第 5 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成28年度までに編入学した者に係る修得すべき単位数は、この規則による改正後の別表第10の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年1月12日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月12日規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月5日規則第1号）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度までに入学した者並びに平成31年度及び平成32年度に編入学する者（以下「編入学者」という。）に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則の規定（以下「改正後の規則」という。）にかかわらず、なお従前の例による。ただし、編入学者のうち平成31年3月31日現在大学に在学し、引き続き在学する者以外の者については、この規則による改正前の別表第8の授業科目に「特別支援教育論（配当年次3、単位数2（自由））」を加え、同表中「特別活動」を「総合的な学習の時間及び特別活動の指導法」に改めて適用する。

3 平成31年3月31日現在大学に在学し、引き続き在学する者で、平成31年度以降に入学するもの又は平成33年度以降に編入学するものについては、改正後の規則の別表第8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月28日規則第1号）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 平成31年度までに入学した者並びに令和2年度及び令和3年度に編入学する者に係る授業科目、配当年次及び単位数は、この規則による改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年5月29日規則第4号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度までに入学した者並びに令和3年度及び令和4年度に編入学する者に係る授業科目名は、この規則による改正後の別表第1、別表第3及び別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月18日規則第12号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月24日規則第1号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度までに入学した者並びに令和3年度及び令和4年度に編入学する者に係る授業科目並びにその区分、配当年次及び単位数並びに修得すべき単位

数等は、この規則による改正後の下関市立大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月23日規則第2号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度までに入学した者並びに令和4年度及び令和5年度に編入学する者が取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、この規則による改正後の下関市立大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年9月27日規則第10号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の下関市立大学学則第3条第3項の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までの経済学部経済学科及び国際商学科並びにデータサイエンス学部データサイエンス学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和6年度	令和7年度	令和8年度
経済学部	経済学科	756人	716人	676人
	国際商学科	756人	716人	676人
データサイエンス学部	データサイエンス学科	80人	160人	240人

附 則（令和6年1月24日規則第1号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の下関市立大学学則第3条第3項の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までの看護学部看護学科及び大学全体の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和7年度	令和8年度	令和9年度
看護学部	看護学科	80人	160人	240人
大学全体（計）		1,920人	2,000人	2,080人

下関市立大学看護学部履修規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、下関市立大学学則（平成19年規則第1号。以下「学則」という。）第26条の2第2項の規定に基づき、下関市立大学看護学部（以下「学部」という。）の授業科目及びその単位数並びに履修方法その他履修に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（授業科目及び単位数）

第2条 学部における授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区別し、その用語の意義はそれぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 必修科目 学部の教育上の目的を達成するため、卒業要件として修得を必須としている授業科目をいう。
- (2) 選択科目 学生の履修目的に応じて任意に選択し、修得単位を卒業要件に算入する授業科目をいう。
- (3) 自由科目 単位認定できるが卒業要件に算入しない授業科目をいう。

2 授業科目並びにその区分、配当年次及び単位数は、別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。

3 修得すべき単位数等については、別表第5のとおりとする。

（セメスター制）

第3条 学部の授業は、看護研究演習を除き、セメスター制を採用する。

- 2 前項のセメスター制とは、1学年を学期に区分し、集中的に密度の濃い学習を行い、単位認定を完結させる制度をいうものとする。
- 3 学部で採用するセメスター制度は、春学期及び秋学期の2学期制とする。
- 4 看護研究演習は、通年の科目とする。

（履修登録）

第4条 学生は、各学期の定められた期日までに、当該学期に履修する科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項の規定により登録した科目について、当該学期の定められた期間にその登録を取り消すことができるものとする。

（履修の制限）

第5条 次の各号のいずれかに該当する授業科目は、その履修を認めない。

- (1) 履修登録をしていない授業科目
- (2) 単位修得済みの授業科目

- (3) 授業時間が重複する 2 以上の授業科目
- (4) 学生の当該年次より高学年次に配当されている授業科目
(履修の上限)

第 6 条 履修できる単位数（以下「履修上限単位数」という。）は、各学期 24 単位までとする。

- 2 前項に規定する単位のうち看護研究演習については、各学期 1 単位として計算する。
- 3 次の各号に掲げる科目の単位は、履修上限単位数に含めない。
 - (1) 別表第 2 教養教育に規定する科目のうち PBL 及び科目区分が外国研修の科目
 - (2) 別表第 4 教育職員免許状取得のための科目に規定する科目
(履修を要する科目)

第 7 条 学部の学生は、アカデミックリテラシーを履修しなければならない。
(再履修の制限)

第 8 条 アカデミックリテラシー及び基礎演習は、再履修することはできない。
(他学部の専門教育科目の履修)

第 9 条 学生は、所属する学部以外の学部が開設する専門教育科目の授業科目を履修することができる。ただし、所属学部長を経て、当該授業科目を開設する学部長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により履修し、修得した授業科目の単位は、別表第 5 の他学部専門科目として 6 単位を上限に算入することができる。
- (進級要件)

第 10 条 各年次に進級できる要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 2 年次への進級
 - ア 在学期間が 1 年間以上であること。
 - イ 別表第 3 に定める専門教育科目のうち、1 年次配当の必修科目の単位をすべて修得済みであること。
- (2) 3 年次への進級
 - ア 在学期間が 2 年間以上であること。
 - イ 別表第 3 に定める専門教育科目のうち、2 年次配当の必修科目の単位をすべて修得済みであること。
- (3) 4 年次への進級
 - ア 在学期間が 3 年間以上であること。

イ 別表第3に定める専門教育科目のうち、3年次配当の必修科目の単位をすべて修得済みであること。

(臨地実習)

第11条 別表第3に定める科目のうち、臨地実習科目の履修要件は次の各号のとおりとする。

- (1) 基礎看護学実習Ⅱを履修しようとする場合は、ヘルスアセスメント、看護過程及び基礎看護学実習Ⅰの単位を修得済みであること。
- (2) 3年次配当の臨地実習科目を履修しようとする場合は、別表第3に定める専門教育科目のうち、3年次配当の必修科目（臨地実習科目を除く。）の単位をすべて修得済みであること。

(保健師国家試験受験資格を得るためのコース)

第12条 看護学部に保健師国家試験受験資格を得るためのコース（以下「保健師コース」という。）を設置する。

- 2 保健師コースの定員は、1学年につき15人とする。
- 3 保健師コースの履修を希望する学生は、別に指定する期日までに学部長へ申請しなければならない。
- 4 保健師コースを履修する学生は、次の各号に掲げる項目を点数化し、次項に規定する審査委員会の審議を経て、決定する。
 - (1) 2年次秋学期までの成績
 - (2) 小論文
 - (3) 面接
- 5 保健師コースを履修する学生を選考するために、次の各号の委員で構成する審査委員会を設置する。
 - (1) 看護学部長
 - (2) 看護学部副学部長
 - (3) 公衆衛生看護学を担当する教授 1人
 - (4) 看護学部教務委員会委員のうち学部長が指名する者 1人
- 6 保健師国家試験受験資格を取得しようとする者は、別表第3に定める専門教育科目のうち、次に掲げる科目の単位をすべて修得しなければならない。
 - (1) 健康行動科学入門
 - (2) 健康行動科学方法論
 - (3) 公衆衛生看護活動論Ⅰ
 - (4) 公衆衛生看護活動論Ⅱ

- (5) 公衆衛生看護活動論Ⅲ
- (6) 疫学・保健統計
- (7) 公衆衛生看護学実習
- (8) 健康政策論

7 公衆衛生看護学実習を履修しようとする場合は、前項第1号から第6号までの科目的単位をすべて修得済みであること。

(その他)

第13条 学生の履修登録等について、この規程に定めのあるものほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

基盤教育

科目区分	授業科目名	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
外 国 語	英語 I a	1	2		
	英語 I b	1	2		
	中国語L	1		2	
	韓国語L	1		2	
	ドイツ語L	1		2	
	フランス語L	1		2	
	英語 I c	1	2		
	英語 I d	1	2		
	中国語M	1		2	
	韓国語M	1		2	
	ドイツ語M	1		2	
	フランス語M	1		2	
	英語 II a	2		2	
	英語 II b	2		2	
	英語 II c	2		2	
	英語 II d	2		2	
情報 ・ 数 理	コンピュータ科学	1		2	
	数学入門	1		2	
	統計入門	1		2	
	コンピュータ活用 I	1		2	
	情報リテラシー	1		2	
	コンピュータ活用 II	2		2	
	プログラミング	2		2	
初年次教育	メディア論	2		2	
	アカデミックリテラシー	1		1	
	基礎演習	1		2	

別表第2（第2条関係）

教養教育

科目区分	授業科目名	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
リベラルアーツ	倫理	1		2	
	文学	1		2	
	芸術	1		2	
	心理学概論	1		2	
	日本史概論	1		2	
	西洋史概論	1		2	
	人文地理学概論	1		2	
	哲学概論	1		2	
	東洋史概論	1		2	
社会科学	社会	1		2	
	生命保険概論	1		2	
	経営学	1		2	
	政治	1		2	
	アントレプレナーシップ	1		2	
	経済学	1		2	
	教育学	1		2	
自然科学	自然の法則	1		2	
	生命と生態	1		2	
	教養統計	1		2	
	人間と物質	1		2	
	宇宙と地球	1		2	
	科学技術史	1		2	
	自然地理学概論	1		2	
生命・健康科学	教養数学	1		2	
	<u>健康と運動</u>	1		2	
	健康と生活習慣	1		2	
	<u>スポーツ実践A</u>	1		1	
	健康と栄養	1		2	
	脳と認知	1		2	
人権・共生	<u>スポーツ実践B</u>	1		1	
	福祉	1		2	
	<u>日本国憲法</u>	1		2	
	ダイバーシティ	1		2	
	異文化交流	1		2	
	人権	1		2	
	法学総論	1		2	
下関学	多様性と障害理解	1		2	
	多文化共生	1		2	
	下関の産業とみらい	1		2	
キャリア教育	下関の観光	1		2	
	PBL	1		2	
	キャリアデザインA	1		1	
外国研修	キャリアデザインB	1		2	
	キャリアデザインC	2		2	
	外国研修（英語）	1・2		2	
	外国研修（中国語）	1・2		2	
	外国研修（韓国語）	1・2		2	

別表第3 (第2条関係)

専門教育

科目区分	授業科目名	配当年次	単位数			臨地実習
			必修	選択	自由	
専門基礎教育	スタートアップゼミ	1	1			
	看護情報学	1	1			
	<u>人体の構造と機能Ⅰ</u>	1	<u>2</u>			
	<u>公衆衛生学</u>	1	<u>2</u>			
	<u>人体の構造と機能Ⅱ</u>	1	<u>2</u>			
	薬理学	1	2			
	栄養と代謝	1	<u>2</u>			
	<u>臨床病態学Ⅰ(病理学、微生物学)</u>	1	<u>2</u>			
	臨床病態学Ⅱ(脳神経、呼吸器、循環器)	1	2			
	臨床病態学Ⅲ(消化器、代謝・内分泌、血液・造血器、免疫・アレルギー)	2	2			
	臨床病態学Ⅳ(運動器、腎・泌尿器、皮膚・感覺器)	2	2			
	保健医療福祉行政論	2	2			
専門教育	多職種連携論	2	1			
	疫学・保健統計	3		<u>2</u>		
	看護学概論	1	<u>2</u>			
	コミュニケーション論	1		1		
	ケアリング	1		1		
	生活援助技術	1	2			
	ヘルスプロモーション	1		1		
	ナーシングキャリアデザイン	1		1		
	ヘルスアセスメント	2	2			
	看護過程	2	1			
	看護倫理	2	1			○
臨床看護	基礎看護学実習Ⅰ	2	1			○
	診療援助技術	2	2			○
	基礎看護学実習Ⅱ	2	2			
	総合看護技術演習	3	1			
	看護理論	4		1		
	ライフステージとヘルスケア概論Ⅰ	2	2			
	老年ヘルスケア方法論Ⅰ	2	1			
	成人ヘルスケア方法論Ⅰ	2	2			
	老年ヘルスケア方法論Ⅱ	2	2			
	成人ヘルスケア方法論Ⅱ	3	2			
	成人ヘルスケア実習Ⅰ	3	2			○
	成人ヘルスケア実習Ⅱ	3	2			○

子どもと家族の看護	<u>ライフステージとヘルスケア概論Ⅱ</u>	2	<u>2</u>			
	<u>小児ヘルスケア方法論Ⅰ</u>	2	<u>1</u>			
	ウイメンズヘルスケア方法論Ⅰ	2	1			
	<u>小児ヘルスケア方法論Ⅱ</u>	3	<u>2</u>			
	ウイメンズヘルスケア方法論Ⅱ	3	2			
	<u>学校保健</u>	3		<u>2</u>		
	<u>養護概説</u>	3		<u>2</u>		
	<u>健康相談活動</u>	3		<u>2</u>		
	<u>小児ヘルスケア実習</u>	3	<u>2</u>			○
	ウイメンズヘルスケア実習	3	2			○
地域看護	<u>暮らしと地域を知る実習</u>	1	1			
	<u>精神ヘルスケア概論</u>	2	<u>1</u>			
	地域・在宅ヘルスケア概論	2	1			
	公衆衛生看護学概論	2	2			
	<u>精神ヘルスケア方法論Ⅰ</u>	2	<u>1</u>			
	地域・在宅ヘルスケア方法論Ⅰ	2	1			
	健康行動科学入門	2		1		
	健康行動科学方法論	2		1		
	公衆衛生看護活動論Ⅰ	2		2		
	精神ヘルスケア方法論Ⅱ	3	2			
	地域・在宅ヘルスケア方法論Ⅱ	3	2			
	公衆衛生看護活動論Ⅱ	3		1		
	公衆衛生看護活動論Ⅲ	3		1		
	精神ヘルスケア実習	3	2			○
看護の統合	地域・在宅ヘルスケア実習	4	2			○
	公衆衛生看護学実習	4		5		○
	健康政策論	4		1		
	看護管理と医療安全	2	2			
	看護研究入門	3	1			
	多職種連携実習	3	1			○
	看護の統合実習	4	2			○

別表第4（第2条関係）

教育職員免許状取得のための科目

授業科目名	年次	配当	単位数		
			必修	選択	自由
教職論	1				2
教育原理・教育課程論	1				2
教育方法論（ICT活用含む）	2				2
教育心理学	2				2
道徳教育	2				2
生徒指導	2				2
総合的な学習の時間及び特別活動の指導法	2				2
教育行政	3				2
特別支援教育論	3				2
教育相談	3				2
教育社会学	3				2
養護実習	4				4
養護実習事前・事後指導	4				1
教職実践演習（養護）	4				2

別表第5（第2条関係）

科目区分		卒業必要単位数			
基盤教育	外国語	12	15	124	
	情報・数理	2			
	初年次教育				
教養教育	リベラルアーツ		12		
	下関学				
	キャリア教育				
	外国研修				
専門基礎教育		23			
専門教育	基盤看護	14	36	74	
	臨床看護	18			
	子どもと家族の看護	13			
	地域看護	15			
	看護の統合	10			
他学部専門科目※					

※他学部専門科目は、6単位を上限に卒業単位に算入できる。

下関市立大学教職課程履修規程（案）

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 60 号

改正 平成20年2月29日規程第8号

平成21年2月26日規程第6号

平成21年7月21日規程第29号

平成22年7月22日規程第12号

平成22年9月15日規程第14号

平成22年12月21日規程第36号

平成26年3月7日規程第1号

平成26年5月21日規程第12号

平成27年2月20日規程第5号

平成28年1月25日規程第4号

平成30年3月5日規程第1号

平成31年3月5日規程第3号

令和2年5月29日規程第37号

令和3年2月24日規程第6号

令和3年9月29日規程第52号

令和4年3月23日規程第10号

令和5年2月27日規程第4号

令和5年3月22日規程第13号

令和6年2月28日規程第13号

（趣旨）

第1条 この規程は、下関市立大学学則（平成19年規則第1号）第41条の規定に基づき、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得するために必要な事項を定めるものとする。

（免許状の種別）

第2条 下関市立大学（以下「本学」という。）において、取得できる免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	学科	免許状の種類及び教科		
経済学部	経済学科	中学校教諭	一種免許状	社会
		高等学校教諭	一種免許状	地理歴史
		高等学校教諭	一種免許状	公民
	公共マネジメント学科	中学校教諭	一種免許状	社会
データサイエンス学部	データサイエンス学科	高等学校教諭	一種免許状	公民
		中学校教諭	一種免許状	数学
		高等学校教諭	一種免許状	数学
看護学部	看護学科	高等学校教諭	一種免許状	情報
		養護教諭	一種免許状	

（必要単位数）

第3条 免許状を取得しようとする者は、免許状の種類に応じて、次の表に定める基礎資格をそなえ、かつ、最低修得単位数を修得しなければならない。

中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数		
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	28	27	4
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	24	23	12

養護教諭一種免許状

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数		
		養護に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
養護教諭一種免許状	学士の学位を有すること	28	21	7

(履修科目)

第4条 免許状を取得するためには、免許状の種類に応じて、別表に掲げる科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(教育実習)

第5条 教育実習Ⅰを履修する者は、履修する同一年度に教育実習事前・事後指導を履修しなければならない。また、教育実習Ⅰを履修する前年度までに、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていかなければならない。

- (1) 下関市立大学経済学部履修規程（平成19年規程第57号）別表第1から別表第3までに掲げる選択科目100単位以上又は下関市立大学データサイエンス学部履修規程（令和6年規程第14号）別表第1から別表第3までに掲げる必修科目及び選択科目のうち100単位以上を修得していること。
- (2) 別表ⅠⅠ 教科及び教科の指導法に関する科目のうち、本学において修得すべき最低単位数を修得していること。この場合において、各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）の必修科目はすべて修得していかなければならない。
- (3) 別表ⅠⅡ 教育の基礎的理解に関する科目等のうち、教育原理・教育課程論、教職論、教育心理学、総合的な学習の時間及び特別活動の指導法、教育方法論（ICT活用含む）及び生徒指導（進路指導含む）の単位を修得していること。
- (4) 別表ⅠⅣ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目のうち、本学において修得すべき最低単位数を修得していること。

2 教育実習Ⅱを履修する者は、教育実習Ⅰと同一学期に履修しなければならな

い。また、教育実習Ⅱを履修する前年度までに別表ⅠⅡ 教育の基礎的理解に関する科目等のうち道徳教育の単位を修得していなければならない。

(養護実習)

第5条の2 養護実習を履修する者は、養護実習を履修する前年度までに、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 別表ⅡⅠ 養護に関する科目のうち、17単位以上を修得していること。
- (2) 別表ⅡⅡ 教育の基礎的理解に関する科目等のうち、教育原理・教育課程論、教職論、教育心理学、道徳教育、総合的な学習の時間及び特別活動の指導法、教育方法論（ＩＣＴ活用含む）及び生徒指導の単位を修得していること。

(大学院生の学部科目履修)

第6条 学長は、大学院の学生が学部に開講する教職課程の授業科目を履修することを望む場合は、毎年10科目以内でこれを許可することができる。

(他規定の適用)

第7条 免許状を取得するために必要な科目の履修等については、この規程に定めるもののほかは、下関市立大学経済学部履修規程、下関市立大学データサイエンス学部履修規程及び下関市立大学看護学部履修規程の規定を適用する。

(その他)

第8条 教職課程の履修について、この規程に定めのあるものほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度入学生から適用する。
- 2 令和3年度までに入学した者及び令和4年3月31日現在大学に在学し、引き続き在学する者で令和4年度以降に入学又は編入学するものに係る履修科目は、別表の規定にかかわらず、附則別表第1に掲げるとおりとする。
- 3 令和4年度に入学した者及び令和6年度に編入学する者に係る履修科目は、別表の規定にかかわらず、附則別表第2に掲げるとおりとする。
- 4 令和5年度に入学した者及び令和7年度に編入学する者に係る履修科目は、別表の規定にかかわらず、附則別表第3に掲げるとおりとする。

(附則別表第1～附則別表第3：略)

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 I (経済学部・データサイエンス学部)

I 教科及び教科の指導法に関する科目

(1) 経済学部

ア 経済学科

免 許 教 科 目 区 分	各科目に含めるこ とが必要な事項	本学における授業科目	本学において 修得すべき最 低単位数
社会 (中学校 教諭 一種免 許状)	日本史・外国史	◎ 2 西洋史概論 2 経営史 ◎ 2 東洋史概論 2 商業史 ◎ 2 日本史概論 2 西洋経済史 2 アジア経済史 2 日本経済史	28
		◎ 2 自然地理学概論 2 地域政策 II ◎ 2 人文地理学概論 2 地域論 2 経済地理学 I ◎ 2 地誌学 2 経済地理学 II 2 都市環境論 2 地域産業論 2 まちづくり論 2 地域政策 I	
	「法律学、政治学」	2 憲法 2 日本国憲法 2 行政学 ◎ 2 法学総論 2 国際関係論 2 民法 I 2 国際政治学	
		2 金融論 I 2 財政学 II 2 金融論 II 2 社会学 2 経済学史 2 社会政策 2 経済原論 I 2 社会調査論 2 経済原論 II 2 都市社会学 2 経済政策 I ◎ 2 マクロ経済学 I 2 経済政策 II 2 マクロ経済学 II 2 経済統計 ◎ 2 ミクロ経済学 I 2 国際経済学 2 ミクロ経済学 II 2 財政学 I	
	「社会学、経済学」	◎ 2 哲学概論	
		◎ 2 社会科・公民科教育法 I ◎ 2 社会科・公民科教育法 II ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法 I ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法 II	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免 許 教 科	科 目 区 分	各科目に含めるこ とが必要な事項	本学における授業科目	本学において 修得すべき最 低単位数
地理 歴史 (高等 学校教 諭 一種免 許状)	教科に 関する専 門的事項	日本史	◎ 2 日本史概論 2 商業史 2 経営史 2 日本経済史	2 4
		外国史	◎ 2 西洋史概論 2 アジア経済史 ◎ 2 東洋史概論 2 西洋経済史	
		人文地理学 及び 自然地理学	◎ 2 自然地理学概論 2 地域政策 I ◎ 2 人文地理学概論 2 地域政策 II 2 経済地理学 I 2 地域論 2 経済地理学 II 2 都市環境論 2 地域産業論 2 まちづくり論	
		地誌	◎ 2 地誌学	
		各教科の指導法 (情報通 信技術の活用を含む。)	◎ 2 社会科・地理歴史科教育法 I ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法 II	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	科目区分	各科目に含めること が必要な事項	本学における授業科目	本学において 修得すべき最 低単位数
公民 (高等学校教諭 一種免許状)	教科に 関する 専門的 的事項	「法律学（国際法を 含む。）、政治学（国 際政治を含む。）」	2 憲法 2 日本国憲法 2 行政学 ◎ 2 法学総論 2 国際関係論 2 民法 I 2 国際政治学	2 4
		「社会学、経済学（ 国際経済を含む。）」	2 金融論 I 2 財政学 II 2 金融論 II 2 社会学 2 経済学史 2 社会政策 2 経済原論 I 2 社会調査論 2 経済原論 II 2 都市社会学 2 経済政策 I ◎ 2 マクロ経済学 I 2 経済政策 II 2 マクロ経済学 II 2 経済統計 ◎ 2 ミクロ経済学 I ◎ 2 国際経済学 2 ミクロ経済学 II 2 財政学 I	
		「哲学、倫理学、 宗教学、心理学」	◎ 2 哲学概論	
		各教科の指導法（情報通信 技術の活用を含む。）	◎ 2 社会科・公民科教育法 I ◎ 2 社会科・公民科教育法 II	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

イ 公共マネジメント学科

免許教科	科目区分	各科目に含めること が必要な事項	本学における授業科目	本学において 修得すべき最 低単位数
社会 (中学校教諭 一種免許状)	教科に 関する専 門的事項	日本史・外国史	◎ 2 西洋史概論 ◎ 2 日本史概論 ◎ 2 東洋史概論	2 8
		地理学 (地誌を含む。)	◎ 2 人文地理学概論 2 地域論 2 経済地理学 I ◎ 2 地誌学 2 経済地理学 II	
		「法律学、政治学」	2 行政学 2 日本国憲法 2 現代政治学 ◎ 2 法学総論 2 憲法 2 民法 I	
		「社会学、経済学」	2 環境マネジメント 2 都市計画論 2 公共経済学 2 都市社会学 2 公共マネジメント論 2 非営利組織マネジメント論 ◎ 2 社会学 2 非営利組織論 2 社会保障論	
		「哲学、倫理学、 宗教学」	◎ 2 哲学概論 2 企業倫理	
		各教科の指導法 (情報通信 技術の活用を含む。)	◎ 2 社会科・公民科教育法 I ◎ 2 社会科・公民科教育法 II ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法 I ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法 II	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免 許 教 科	科 目 区 分	各科目に含めること が必要な事項	本学における授業科目	本学において 修得すべき最 低単位数
公民 (高等学校教諭 一種免許状)	教科に 関する専 門的事 項	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	2 行政学 2 現代政治学 2 憲法 2 日本国憲法 ◎ 2 法学総論 2 民法 I	2 4
		「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	2 環境マネジメント 2 公共経済学 2 公共マネジメント論 2 非営利組織マネジメント論 ◎ 2 社会学 2 社会保障論 2 都市計画論 2 都市社会学 2 非営利組織論	
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	◎ 2 哲学概論 2 企業倫理	
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎ 2 社会科・公民科教育法 I ◎ 2 社会科・公民科教育法 II	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

(2) データサイエンス学部

免 許 教 科	科 目 区 分	各科目に含めること が必要な事項	本学における授業科目	本学において 修得すべき最 低単位数
数学 (中学校教諭 一種免許状)	教科 に 関 する 専 門 的 事 項	代数学	2 数学基礎 ◎ 2 線形代数学	2 8
		幾何学	◎ 2 幾何学	
		解析学	◎ 2 解析学	
		「確率論、統計学」	◎ 2 確率論 2 カテゴリカルデータ解析 2 数理統計学 2 定量的データ解析 2 統計的モデリング	
		コンピュータ	◎ 2 コンピュータ科学 2 時系列解析 ◎ 2 D S プログラミング入門 2 機械学習 2 情報学概論 2 テキストマイニング	
		各教科の指導法 (情報通信 技術の活用を含む。)	◎ 2 数学科教育法 I ◎ 2 数学科教育法 II ◎ 2 数学科教育法 III ◎ 2 数学科教育法 IV	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免 許 教 科	科 目 区 分	各科目に含めること が必要な事項	本学における授業科目	本学において 修得すべき最 低単位数
数学 (高等学校 教諭 一種免 許状)	教科 に 関 す る 専 門 的 事 項	代数学	2 数学基礎 ◎ 2 線形代数学	2 4
		幾何学	◎ 2 幾何学	
		解析学	◎ 2 解析学	
		「確率論、統計学」	◎ 2 確率論 2 カテゴリカルデータ解析 2 数理統計学 2 ベイズ統計学 2 定量的データ解析 2 統計的モデリング	
		コンピュータ	◎ 2 コンピュータ科学 2 時系列解析 ◎ 2 D S プログラミング入門 2 機械学習 2 情報学概論 2 テキストマイニング	
		各教科の指導法 (情報通信 技術の活用を含む。)	◎ 2 数学科教育法 I ◎ 2 数学科教育法 II 2 数学科教育法 III 2 数学科教育法 IV	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免 許 教 科	科 目 区 分	各科目に含めること が必要な事項	本学における授業科目	本学において 修得すべき最 低単位数
情報 (高等 学校教諭 一種免許状)	教科に 関する 専門的 的事項	情報社会 (職業に関する内容を含む。)・情報倫理	◎ 2 情報社会及び情報倫理 ◎ 2 情報と職業	2 4
		コンピュータ・情報処理	◎ 2 コンピュータ科学 2 定量的データ解析演習 2 D S プログラミング入門 2 データマイニング ◎ 2 情報学概論 2 カテゴリカルデータ解析演習 2 アルゴリズム論 2 パターン認識 ◎ 2 データサイエンス演習 2 テキストマイニング 2 データハンドリング 2 統計的・社会調査法演習 2 人工知能概論	
		情報システム	2 データベース ◎ 2 情報システム論 ◎ 2 経営情報システム論	
		情報通信ネットワーク	◎ 2 ネットワーク技術論	
		マルチメディア表現・ マルチメディア技術	◎ 2 デジタル信号処理技術	
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	◎ 2 情報科教育法 I ◎ 2 情報科教育法 II	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

II 教育の基礎的理解に関する科目等

(1) 経済学部

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
社会 (中学校教諭一種免許状)	教育の基礎的理解に関する科目	◎ 2 教育原理・教育課程論 ◎ 2 教職論 ◎ 2 教育行政 2 教育社会学 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 特別支援教育論	2 7
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	◎ 2 道徳教育 ◎ 2 総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 ◎ 2 教育方法論 (ICT 活用含む) ◎ 2 生徒指導 (進路指導含む) ◎ 2 教育相談	
	教育実践に関する科目	◎ 1 教育実習事前・事後指導 ◎ 2 教育実習 I ◎ 2 教育実習 II ◎ 2 教職実践演習 (中高)	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
地理歴史・公民 (高等学校教諭一種免許状)	教育の基礎的理解に関する科目	◎ 2 教育原理・教育課程論 ◎ 2 教職論 ◎ 2 教育行政 2 教育社会学 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 特別支援教育論	2 3
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	◎ 2 総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 ◎ 2 教育方法論 (ICT活用含む) ◎ 2 生徒指導 (進路指導含む) ◎ 2 教育相談	
	教育実践に関する科目	◎ 1 教育実習事前・事後指導 ◎ 2 教育実習 I 2 教育実習 II ◎ 2 教職実践演習 (中高)	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

(2) データサイエンス学部

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
数学 (中学校教諭一種免許状)	教育の基礎的理解に関する科目	◎ 2 教育原理・教育課程論 ◎ 2 教職論 ◎ 2 教育行政 2 教育社会学 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 特別支援教育論	2 7
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	◎ 2 道徳教育 ◎ 2 総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 ◎ 2 教育方法論 (I C T 活用含む) ◎ 2 生徒指導 (進路指導含む) ◎ 2 教育相談	
	教育実践に関する科目	◎ 1 教育実習事前・事後指導 ◎ 2 教育実習 I ◎ 2 教育実習 II ◎ 2 教職実践演習 (中高)	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
数学・情報 (高等学校教諭一種免許状)	教育の基礎的理解に関する科目	◎ 2 教育原理・教育課程論 ◎ 2 教職論 ◎ 2 教育行政 2 教育社会学 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 特別支援教育論	2 3
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	◎ 2 総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 ◎ 2 教育方法論 (ICT 活用含む) ◎ 2 生徒指導 (進路指導含む) ◎ 2 教育相談	
	教育実践に関する科目	◎ 1 教育実習事前・事後指導 ◎ 2 教育実習 I 2 教育実習 II ◎ 2 教職実践演習 (中高)	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

III 大学が独自に設定する科目

(1) 経済学部

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
社会種(免許状)教諭	大学が独自に設定する科目	◎ 2 介護等体験実習 1 教職ボランティア実習 A 1 教職ボランティア実習 B 1 教職ボランティア実習 C 1 教職ボランティア実習 D	4 ※

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

※「I 教科及び教科の指導法に関する科目」又は「II 教育の基礎的理解に関する科目等」のうち最低修得単位数を超えて修得した単位については、大学が独自に設定する科目の単位となる。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
(地理等歴史校・教公諭民一種免許状)	大学が独自に設定する科目	2 介護等体験実習 2 道徳教育 1 教職ボランティア実習 A 1 教職ボランティア実習 B 1 教職ボランティア実習 C 1 教職ボランティア実習 D	1 2 ※

備考 科目の前の数字は単位数とする。

※「I 教科及び教科の指導法に関する科目」又は「II 教育の基礎的理解に関する科目等」のうち最低修得単位数を超えて修得した単位については、大学が独自に設定する科目の単位となる。

(2) データサイエンス学部

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
数学 一学種 （免許中学校状） 教諭	大学が独自に設定する科目	◎ 2 介護等体験実習	4 ※

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

※「I 教科及び教科の指導法に関する科目」又は「II 教育の基礎的理...

科目等」のうち最低修得単位数を超えて修得した単位については、大学が独自に設

定する科目の単位となる。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
数学 ・ 一情種報 免許（高 校状） 学校教諭	大学が独自に設定する科目	2 介護等体験実習 2 道徳教育	1 2 ※

備考 科目の前の数字は単位数とする。

※「I 教科及び教科の指導法に関する科目」又は「II 教育の基礎的理...

科目等」のうち最低修得単位数を超えて修得した単位については、大学が独自

に設定する科目の単位となる。

IV 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

(1) 経済学部

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
日本国憲法	◎ 2 日本国憲法	2
体育	◎ 1 スポーツ実践A ◎ 2 健康と運動	3
外国語コミュニケーション	2 英語 I b 2 英語 I d 2 中国語 I b 2 中国語 I d 2 韓国語 I b 2 韓国語 I d	2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2 コンピュータ活用 I 2 コンピュータ活用 II	2

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

(2) データサイエンス学部

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
日本国憲法	◎ 2 日本国憲法	2
体育	◎ 1 スポーツ実践A ◎ 2 健康と運動	3
外国語コミュニケーション	2 英語 I b 2 英語 I d	2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2 コンピュータ活用 I 2 コンピュータ活用 II	2

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

別表 II (看護学部)

I 養護に関する科目

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
養護教諭一種免許状	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	◎ 2 公衆衛生学 ◎ 2 疫学・保健統計	30
	学校保健	◎ 2 学校保健	
	養護概説	◎ 2 養護概説	
	健康相談活動の理論及び方法	◎ 2 健康相談活動	
	栄養学（食品学を含む。）	◎ 2 栄養と代謝	
	解剖学及び生理学	◎ 2 人体の構造と機能 I ◎ 2 人体の構造と機能 II	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	◎ 2 臨床病態学 I (病理学、微生物学)	
	精神保健	◎ 1 精神ヘルスケア概論 ◎ 1 精神ヘルスケア方法論 I	
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	◎ 2 看護学概論 1 家族看護学 ◎ 2 ライフステージとヘルスケア概論 II ◎ 1 小児ヘルスケア方法論 I ◎ 2 小児ヘルスケア方法論 II ◎ 2 小児ヘルスケア実習 1 災害看護 ◎ 1 救急看護	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

II 教育の基礎的理解に関する科目等

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
養護教諭 一種免許状	教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 2 教育原理・教育課程論 ◎ 2 教職論 ◎ 2 教育行政 2 教育社会学 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 特別支援教育論 	2 7
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 2 道徳教育 ◎ 2 総合的な学習の時間及び特別活動の指導法 ◎ 2 教育方法論（ＩＣＴ活用含む） ◎ 2 生徒指導 ◎ 2 教育相談 	
	教育実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 1 養護実習事前・事後指導 ◎ 4 養護実習 ◎ 2 教職実践演習（養護） 	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

III 大学が独自に設定する科目

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
養護教諭 一種免許状	大学が独自に設定する科目		7 ※

※別表Ⅱ 「I 養護に関する科目」又は「II 教育の基礎的理解に関する科目等」のうち最低修得単位数を超えて修得した単位について、大学が独自に設定する科目の単位となる。

IV 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
日本国憲法	◎ 2 日本国憲法	2
体育	◎ 1 スポーツ実践A ◎ 2 健康と運動	3
外国語コミュニケーション	2 英語 I b 2 英語 I d	2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2 コンピュータ活用 I 2 コンピュータ活用 II	2

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。